

## にこにこ子育て預金（金利上乘せ型普通預金）

1. 商品名	・普通預金（金利上乘せ型）
2. 愛称	・にこにこ子育て預金
3. ご利用いただける方	・高校生以下のお子さんのいる保護者の方で、かつ、組合員または組合員資格を有する方に限ります。
4. 期間	・定めはありません
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
6. 払戻方法	・随時払い戻します。
7. 利息 (1) 適用利率 (2) 適用期間 (3) 利息受取方法 (4) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭表示利率+0.02%の金利を適用します。 （店頭表示利率は随時変動いたします。）</li> <li>・金利情勢の大幅な変化がある場合は取扱いを中止又は適用利率を見直す場合があります。</li> <li>・対象となるお子さんが高校を卒業する年度の年度末まで適用します。それ以降は、その時点での店頭表示利率を適用します。</li> <li>・毎年3月と9月の当組合所定の日にお支払します。</li> <li>・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として1年365日とする日割計算で行います。</li> </ul>
8. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お利息は源泉分離課税となり20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。</li> <li>平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> </ul>
9. 金利情報の入手	・窓口でお問い合わせ頂くか、インターネットのホームページをご覧ください。
10. 確認書類	・契約者の本人確認書類及びお子さんの本人確認書類
11. 確認方法及び確認項目	・契約者の本人確認書類及びお子さんの本人確認書類と当組合所定の「申告シート」の提出を受け、本人確認書類と照合のうえ対象となるお子さんの生年月日を確認するものとします。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p><b>・苦情処理措置</b></p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、<u>お取引のある営業店または下記の窓口</u>にお申し出ください。</p> <p>【窓口：山形中央信用組合事務部】 0238-84-2182      受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く）      受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://yamachuu-ca.co.jp/">https://yamachuu-ca.co.jp/</a></p> <p><b>・紛争解決措置</b></p> <p>仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）      東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）      第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）      第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記山形中央信用組合事務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】      受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く）      受付時間：午前9時～午後5時      電話：03-3567-2456      住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1      （全国信用組合会館内）</p>
<p>13.その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CDカードの設定ができます。（本人、代理人の両方）</li> <li>・総合口座のお取扱ができます。</li> <li>・総合口座による当座貸越ができます。ただし、貸越利率は担保定期預金の上乗せ後の利率に0.50%上乗せした利率が適用されます。</li> <li>・現在ご利用中の普通預金口座から本商品へ切替えることができます。（所定の手続きが必要です）</li> </ul>
<p>15.その他注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他記載のない事項は普通預金規定に準じます。</li> <li>・口座名義は保護者名義となり、おひとり様一口座のみとなります。</li> <li>・事業用としての口座利用はできません。</li> <li>・預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。</li> </ul>

令和2年4月1日現在